

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 財産評価基本通達の基準年利率引下げ

**Q** : ゴルフ会員権や定期借地権の評価をする際に使用する利率が引き下げられたそうですが、何%になったのでしょうか。

**A** : 4.5%から3.5%に引き下げられました。

### 【解説】

国税庁はこのほど、財産評価基本通達の一部を改正し、基準年利率を従来の4.5%から3.5%に引き下げました。

ゴルフ会員権の預託金や定期借地権、特許権、著作権等の相続税評価を行う際に用いられる基準年利率は、長期国債の応募者利回りと長期プライムレートの最近10年間の平均値をベースに定められています。この利率が引き下げられたのは、平成11年以来2年ぶりのことで、最近の金利動向を踏まえての引下げです。

基準年利率の引下げにより、ゴルフ会員権の預託金は評価額が高くなるのに対して、定期借地権については評価額が低くなる等の影響が生じることになります。

今回の改正では、「主要樹種の森林の立木の標準価額表」に定める「標準伐期にある森林の立木の標準価額表」も改められています。

改正通達は、平成13年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産から適用されます。

